【参考資料】

令和８年第３回奥州市議会定例会

条例議案　新旧対照表

議案第２号　衣川ふるさと自然塾条例の一部を改正する等の条例

（衣川ふるさと自然塾条例（第１条関係））

議案第３号　奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第４号　奥州市種山高原交流施設条例及びえさし藤原の郷条例の一部を改正する条例

（奥州市種山高原交流施設条例（第１条関係）
えさし藤原の郷条例（第２条関係））

議案第５号　奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
奥州市病院事業の設置等に関する条例）

衣川ふるさと自然塾条例新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（設置）
第１条　恵まれた自然環境を活用し、環境教育を通して青少年等の健全な育成を図るとともに、野外での活動を通して市民、都市住民等に心身リフレッシュの場を提供することにより地域の活性化及び観光振興を図るため、衣川ふるさと自然塾（以下「自然塾」という。）を設置する。</td><td>（設置）
第１条　めぐまれた自然環境を活用し、環境教育を通して青少年等の健全な育成を図り、潤いのある明るく豊かな生活向上に寄与するとともに、地域の活性化を図るため、衣川ふるさと自然塾（以下「ふるさと自然塾」という。）を設置する。</td></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　自然塾の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>衣川ふるさと自然塾</td><td>奥州市衣川下大森地内</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　ふるさと自然塾の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>衣川ふるさと自然塾</td><td>奥州市衣川下大森109番地３</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（施設）
第３条　自然塾に次の施設を設置する。
(1) コテージ
(2) ケビン
(3) オートキャンプサイト
(4) テントサイト
(5) 森林体験室（管理棟）
(6) 体験学習館（加工施設）
(7) 自然体験ハウス</td><td>（施設）
第３条　ふるさと自然塾に次の施設を設置する。
(1) 自然体験ハウス
(2) コテージ
(3) 子供等自然環境知識習得施設（体験学習館）</td></tr>
<tr><td>（自然塾の管理）
第４条　自然塾の管理は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）第５条の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</td><td>（職員）
第４条　ふるさと自然塾に塾長及び職員を置く。</td></tr>
<tr><td>（使用の許可）
第５条　自然塾を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
２　市長は、自然塾の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。
３　市長は、自然塾の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項の許可をしてはならない。
(1)・(2) 略
(3) 前２号に掲げる場合のほか、自然塾の管理上適当でないと認めるとき。</td><td>（使用の許可）
第５条　ふるさと自然塾を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
２　市長は、ふるさと自然塾の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。
３　市長は、ふるさと自然塾の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項の許可をしてはならない。
(1)・(2) 略
(3) 前２号に掲げる場合のほか、ふるさと自然塾の管理上適当でないと認めるとき。</td></tr>
<tr><td>（使用の許可の取消し等）
第６条　市長は、前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当す</td><td>（使用の許可の取消し等）
第６条　市長は、前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当す</td></tr>
</table>

衣川ふるさと自然塾条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　後	現　　行
る場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第２項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくは自然塾からの退去を命じることができる。 (1) 略 (2) 偽りその他の不正な手段により前条第１項の許可を受けたとき。 (3) 略 (4) 自然塾の管理上必要があると認めるとき。 (5) 略 ２　前項第１号から第３号までの場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。	る場合は、その許可を取り消し、その効力を停止し、同条第２項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止若しくはふるさと自然塾からの退去を命じることができる。 (1) 略 (2) 偽りその他の不正な手段により前条第１項の規定による許可を受けたとき。 (3) 略 (4) ふるさと自然塾の管理上必要があると認めるとき。 (5) 略
（利用料金） 第８条　市長は、自然塾の管理を第４条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に自然塾の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ３　指定管理者が利用料金を収受する場合における前条の規定の適用については、同条中「別表に掲げる使用料」とあるのは、「指定管理者が定める利用料金」とする。	（使用料の減免） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。 ２　使用者が20人以上の団体の場合の使用料の額は、その２割以内の範囲の額を減額することができる。
（使用料の減免） 第９条　市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第13条第２項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。	
（使用料の還付） 第10条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	（使用料の還付） 第９条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第６条第４号又は第５号の規定に基づき市長が使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき。 (3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
（原状回復） 第11条　使用者は、施設又は設備の使用が終わったとき又はその使用を停止されたとき若しくはその使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。	（原状回復） 第10条　使用者は、施設及び設備の使用が終わったとき、又はその使用を停止されたとき、若しくはその使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

衣川ふるさと自然塾条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　後

第12条　略

（指定管理者の業務）

第13条　自然塾の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第５条第１項の許可を行うこと。

(2) 第５条第２項の規定に基づき、同条第１項の許可に条件を付すこと。

(3) 第５条第３項の規定に基づき、同条第１項の許可をしないこと。

(4) 第６条第１項の規定に基づき、第５条第１項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは自然塾からの退去を命じること。

(5) 第８条第１項の規定に基づき、利用料金を収受すること。

(6) 第９条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。

(7) 第10条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。

(8) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、自然塾の管理に関すること。

２　指定管理者は、前項第２号から第４号まで、第６号及び第７号の行為に関する基準を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第14条　略

別表（第７条、第８条関係）

区分		使用料	使用単位	附属の設備の使用料
コテージ		10,000円	１棟につき１泊当たり	附属の設備を使用する場合は、市長が別に定める額を徴収する。
ケビン		3,000円	１棟につき１泊当たり	
オートキャンプサイト		2,000円	１区画につき１泊当たり	
テントサイト		1,000円	１張につき１泊当たり	
森林体験室（管理棟）		500円	１時間当たり	
体験学習館（加工施設）		500円	１時間当たり	
自然体験ハウス	教室	200円	１時間当たり	
	講堂	500円	１時間当たり	
入場料（上記施設を使用しない場合）		100円	１人につき	

備考

１　コテージ、ケビン、オートキャンプサイト及びテントサイトを日帰りで利用する場合の使用料は、この表に定める額の２分の１の額とする。

現　　行

第11条　略

第12条　略

別表（第７条関係）

区分			使用料	摘要	附属の設備の使用料
自然体験ハウス	教室		500円	宿泊の場合は、１人当たり200円を加算する。	附属の設備を使用する場合は、市長が別に定める額を徴収する。
	講堂		1,500円	宿泊の場合は、１人当たり200円を加算する。	
コテージ	昼間使用（９時～17時）	基本使用料	4,000円	１棟当たり	
		加算使用料	１人当たり200円		
	夜間使用（17時以降）	基本使用料	8,000円	１棟当たり	
		加算使用料	１人当たり500円		
体験学習館		基本使用料	500円	１回当たり	
		加算使用料	１人当たり100円		

衣川ふるさと自然塾条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　後	現　　行
２　乳幼児に係る使用料は、無料とする。	

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改　正　後	現　　行
（通勤手当） 第10条の２　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3) 略 ３　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び第５項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。） (2) 略 ４　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円の範囲内で規則で定める額を前２項の規定による額に加算した額とする。 ５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項の規則で定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 ６・７　略 ８　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として規則で定める期間（自動車等及び第４項に規定する駐車場に係る通勤手当にあっては、１月）をいう。 ９　略	（通勤手当） 第10条の２　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第４項において「運賃等相当額」という。） (2)・(3) 略 ３　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。） (2) 略 ４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 ５・６　略 ７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１月）をいう。 ８　略

奥州市種山高原交流施設条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　後

別表（第７条、第８条関係）

区分	単位			使用料
コテージ	１棟	１泊	基本料金	13,000円
			１人につき	1,000円
		日帰り		7,000円
カーサイト	１区画	１泊		4,000円
		日帰り		2,000円
浴場	１回			700円
テントサイト	１泊	１人につき		500円
	日帰り	１人につき		250円

備考　乳幼児に係る使用料は、無料とする。

現　　行

別表（第７条、第８条関係）

区分	単位			使用料
コテージ	１棟	１泊	基本料金	10,000円
			１人につき	1,000円
		日帰り		6,000円
カーサイト	１区画	１泊		3,000円
		日帰り		1,500円
浴場	１回			500円
テントサイト	１張	１泊		1,000円

備考　幼児に係る使用料は、無料とする。

えさし藤原の郷条例新旧対照表（第２条関係）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>個人入場料
（１人１回につき）</th><th>団体入場料
（１人１回につき）</th></tr>
<tr><td>大人</td><td>1,200円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>高校生</td><td>1,000円</td><td>800円</td></tr>
<tr><td>小・中学生</td><td>600円</td><td>500円</td></tr>
</table>
備考　略</td><td>別表（第８条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>個人入場料
（１人１回につき）</th><th>団体入場料
（１人１回につき）</th></tr>
<tr><td>大人</td><td>1,000円</td><td>800円</td></tr>
<tr><td>高校生</td><td>800円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td>小・中学生</td><td>500円</td><td>400円</td></tr>
</table>
備考　略</td></tr>
</table>

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改　正　後	現　　行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

奥州市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改　正　後	現　　行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。